

北陸地方整備局建政部
記者発表

配布日時	令和6年4月24日
取り扱い	15時30分 解禁

測量業者に対する監督処分について

国土交通省北陸地方整備局長は、本日、下記のとおり測量法（昭和24年法律第188号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

建設業者名及び許可番号	代表者氏名	所在地
株式会社小野組 国土交通大臣登録 測 第(3)-33531号	小野 貴史	新潟県胎内市 西栄町2番23号

2. 処分内容

測量法第57条第2項第5号の規定に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

全国における測量法第10条の2に規定する測量業に関する営業

(注1)「測量法第10条の2に規定する測量業に関する営業」とは、基本測量、公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量を請け負う営業をいう。

(2) 期間

令和6年5月9日から令和6年9月5日までの120日間

3. 処分理由

新潟県新発田地域振興局農村整備部が令和5年8月31日に入札を執行した「平木田柳原地区取水工第1次工事」（以下、「本件工事」という。）の指名競争入札に関し、新潟県新発田地域振興局元農村整備部長が、新発田市の建設会社の顧問に対し本件工事に関する秘密事項である予定価格等の教示をし、(株)小野組の元取締役（以下、「元法人取締役」という。）は外2名とともに、偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。

これにより、元法人取締役は、刑法第96条の6第1項（公契約関係競売等妨害）及び同法第60条（共同正犯）に該当し、令和6年1月29日に新潟地方裁判所より、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、同年2月14日にその刑が確定した。

このことが、測量法第57条第2項第5号に該当するものと認められる。

発表記者クラブ	問い合わせ先
(新潟県) 新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ (富山県) 富山県政記者クラブ (石川県) 石川県政記者クラブ	北陸地方整備局 建政部 不動産業適正化推進官 谷内（やち）（内線6110） 計画・建設産業課 測量業係長 土屋 （内線6157） Tel 025(370)6571 FAX 025-280-8746